	ディエンファシス特性	低周波発振器					
	総合歪及び雑音	標準信号発生器					
		歪率雑音計					

［注１～23　略］

［イ・ウ　略］

［⑴・⑶　略］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）

［第一～第四　略］

第五　地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式略］

［注１～15　略］

16　10の欄の添付図面の記載等は、次によること。

［⑴　略］

⑵　10の欄の⑵の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、ＶＳＡＴ地球局（第２条第１項第９号の３に掲げる無線設備を除く。）に使用する無線設備並びに第２条第１項第30号の２、第30号の３及び第46号に掲げる無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第７項に規定するインマルサットＢＧＡＮ型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第３号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

［⑶～⑸　略］

［17　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第９号の２に掲げる無線設備	ＳＷ
第２条第１項第９号の３に掲げる無線設備	ＮＲ
［略］	［略］
第２条第１項第28号の２の４に掲げる無線設備	ＯＳ

	ディエンファシス特性	低周波発振器					
	総合歪及び雑音	標準信号発生器					
		歪率雑音計					

［注１～23　同上］

［イ・ウ　同上］

［⑴・⑶　同上］

別表第二号　［同左］

［第一～第四　同左］

第五　［同左］

［様式同左］

［注１～15　同左］

16　［同左］

［⑴　同左］

⑵　10の欄の⑵の図面は、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

なお、ＶＳＡＴ地球局に使用する無線設備並びに第２条第１項第30号の２、第30号の３及び第46号に掲げる無線設備については、指向特性に加え交差偏波識別度を記載すること。

また、設備規則第49条の24第７項に規定するインマルサットＢＧＡＮ型の無線設備のうち、人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有し、かつ、主として自動車その他の陸上を移動するものに設置される空中線であるものについては、水平面及び垂直面の指向特性に加え、同項第３号ハの条件に適合することを説明した書類を添付すること。

［⑶～⑸　同左］

［17　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第９号の２に掲げる無線設備	ＳＷ
［同左］	［同左］
第２条第１項第28号の２の４に掲げる無線設備	ＯＳ